

別紙

「マンホールトイレ実施設計委託業務（R6-1）」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

【測量＋土木設計＋建設工事（土木一式工事）】

測量

$$\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 50/100$$

$$\text{直接業務費} = \text{直接測量費} + \text{電子成果品作成費}$$

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6、予定価格の10分の8.2を超える場合は、予定価格の10分の8.2の額とする。

土木設計

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 90/100 \\ + \text{一般管理費等} \times 50/100$$

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6、予定価格の10分の8.1を超える場合は、予定価格の10分の8.1の額とする。

建設工事（土木一式工事）

$$\text{直接工事費計} 97/100 \times + \text{共通仮設費計} 90/100 + \text{現場管理費} \times 90/100 \\ + \text{一般管理費等} \times 68/100$$

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8に満たない場合は、予定価格の10分の8、予定価格の10分の9.5を超える場合は、予定価格の10分の9.5の額とする。
※建設工事については、上記算定式より算出した額の千円未満の端数を切り捨てる。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和6年4月12日以降）**」と「**建設工事の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和4年4月8日以降）**」を参照のこと。